

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第406号)

平成17年9月29日

横 情 審 答 申 第 406 号

平 成 17 年 9 月 29 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成17年1月11日戸地振第276号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「下記の文書のうち戸塚リベラヒルズ自治会に関する部分

- (1) 平成14年度地域振興協力費について（平成14年度戸地振第137号）
- (2) 平成15年度地域振興協力費について（平成15年度戸地振第118号）
- (3) 平成16年度地域振興協力費について（平成16年度戸地振第177号）」

の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「下記の文書のうち戸塚リベラヒルズ自治会に関する部分（1）平成14年度地域振興協力費について（平成14年度戸地振第137号）、（2）平成15年度地域振興協力費について（平成15年度戸地振第118号）、（3）平成16年度地域振興協力費について（平成16年度戸地振第177号）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「戸塚リベラヒルズ自治会に対し、地域振興協力費（福祉・街灯費）を支出した領収書及び受領書、また、地域振興協力金の申請書、代表者氏名を記載した文書、但し、平成14年度、15年度、16年度の3年分。」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成16年11月8日付で行った「下記の文書のうち戸塚リベラヒルズ自治会に関する部分（1）平成14年度地域振興協力費について（平成14年度戸地振第137号）、（2）平成15年度地域振興協力費について（平成15年度戸地振第118号）、（3）平成16年度地域振興協力費について（平成16年度戸地振第177号）」（以下「本件申立文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため、一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書のうち、自治会町内会に対する地域振興協力費配付額一覧に記録されている個人の住所については、特定の個人が識別される情報であり、本号に該当するため、非開示と決定した。ただし、地縁団体の認可を受けた団体の代表者（代表者の変更があった場合は、告示事項変更届出書を提出し、告示されたもののみ）の住所については、市報への掲載が行われており、本号ただし書ア「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するため、公開としている。
- (2) 異議申立書に記載のある平成14年、15年、16年の各自治体・町内会状況調べ、総合

口座振替依頼書（B）記載の自治会名、会長名、世帯数、単価、金額、受取人名、支払調書については、本件請求に係る対象行政文書ではない。これについては、開示請求書にある領収書、受領書について、本件請求時に異議申立人（以下「申立人」という。）と電話連絡した際に存在しないことを知らせたところ、申立人より「地域振興協力費の趣旨がわかるものが必要。」という要望があったため、支出の伺いを開示することにした。開示請求書にある地域振興協力費の申請書に当たるものも存在しない。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件一部非公開決定部分を取消す。
- (2) 本件請求にかかる平成14年、15年、16年の各自治体・町内会状況調べ、総合口座振替依頼書（B）記載の自治会名、会長名、世帯数、単価、金額、受取人名、支払調書（以下「本件文書」という。）を公開せよ。
- (3) 費用は横浜市負担とする。
- (4) 情報公開は原則すべて公開するとの規定があるから、本件文書を、公開決定の規定に違反している。

すなわち、申立人は本件文書の公開決定を受ける利害関係人である同地区の居住者であり、また、栄区役所地域振興課からは、本件文書の公開決定を受け、既に公開されているものである。区役所により公開基準が異なる特段の理由がないことが客観的に明らかであるから、専ら申立人を差別した決定であり、憲法第14条の法の下での平等に反した違憲であり、かつ、民法第90条の公序良俗に著しく違反した無効のものである。したがって、直ちに本件文書一部非公開決定を取消し、公開決定すべきである。

- (5) 申立人は、当該担当者から「請求人の本人確認の証明書」の提示を強要され、公開文書の存在の確認を拒否され続けた。本件文書は、個人情報の公開請求ではないにもかかわらず、本人確認の証明書の提示を強要した行為及び本件文書の存在確認をさせない行為が、本件文書を隠した違法な方法で行ったことが明らかである。申立人に対し義務なきことを行わしめた刑法第193条の公務員職権濫用罪に当たり、違法である上、一部公開された文書が、大部分申立人が請求した文書と異なり、肝心の主要部分である本件文書が存在しない違法なものであり、同文書を欠落させ、

11月2日付横浜市への民生委員解任請求中の証拠提出を妨害し、かつ、申立人から費用を支払わせた行為は刑法第246条の詐欺に当たる犯罪である。

したがって、申立人は、当然公開されるべき文書を、異なった文書にすり替えられた経済的損害及び著しい精神的苦痛を蒙った事実が明らかであるから、当該本件文書の公開にかかる費用は、横浜市が負担すべきものである。

- (6) 横浜市は、申立人に対する公文書公開の決定通知を、申立人が留守番電話を設定しておいたのであるから、伝言でことの用件は済むことが明らかなところ、挿絵入りの巫山戯たファックスを4回も送り付け、申立人のファックスを機能不全に陥れている。しかも、担当者が申立人に対し、申立人の義務がない身分証明書の提示を強要した違法なファックスを送り付けている公務員職権濫用罪に当たる刑法犯罪であることから、申立人の損害は著しい。したがって、当該文書の公開にかかる費用は、横浜市が負担すべきものである。

なお、担当者の嚴重な処分を行なうべきであり、挿絵入りのファックスは必要なく、統一した要件のみで、留守番電話のみで止めるべきものである。

5 審査会の判断

(1) 地域振興協力費について

地域振興協力費は、防犯灯の維持管理をはじめとした防犯活動、防災、環境美化活動及び保健衛生活動など様々な公益性の高い活動や市政協力を行う地域住民組織である自治会町内会等に対して、また、市政・区政にかかわる事業等についての協議や連絡調整など市政・区政への協力活動の経費の一部として地区連合町内会長及び区連合町内会長に対して、地域振興協力費支出要領に基づき支出しているものである。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成14年度、平成15年度及び平成16年度の地域振興協力費を戸塚区内の自治会町内会及び地区連合町内会自治会に支出するための決裁文書のうち戸塚リベラルヒルズ自治会に係る部分であり、起案用紙、起案本文、通知文案、自治会町内会に対する地域振興協力費配付額一覧、市民局長から戸塚区長あての依頼文（ただし、平成16年度については、市民協働推進事業本部長からの依頼文）、地域振興協力費支出要領、照査票及び歳出予算配付書（平成14年度及び平成15年度）で構成されている。

なお、実施機関が一部開示決定通知書及び諮問書に記載した「戸塚リベラルヒル

ズ自治会」は、「戸塚リベラヒルズ自治会」が正しい名称であると認められる。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定しており、本号ただし書アでは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を除くと規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち自治会町内会に対する地域振興協力費配付額一覧に記録されている個人の住所について、特定の個人が識別される情報であり本号に該当するため、非開示としたとしている。

ウ 当審査会で本件申立文書を見分したところ、自治会町内会に対する地域振興協力費配付額一覧には、団体名、代表者名、代表者住所、加入世帯数及び配付額が記録されており、代表者住所が非開示とされていることが認められた。この情報は、自治会町内会代表者個人に関する情報であって当該情報それ自体から特定の個人を識別できるものであることから、本号本文に該当する。

なお、代表者住所のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2の規定に基づき、地縁による団体として認可を受けて告示されているものについては、本号ただし書アの「法令等の規定により・・・公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するため、開示していることが認められる。しかし、非開示とされているものについては、地縁による団体として認可を受けていないため、又は地縁による団体として認可を受けているが代表者変更の届出がなされていないため、代表者の住所が告示されていないことから、本号ただし書アに該当せず、また、本号ただし書イ及びウの規定にも該当しない。

(4) 本件申立文書の特定について

ア 実施機関は、本件請求を受け付ける際に申立人と電話で連絡を取り、開示請求書に記載のある領収書及び受領書について存在しないことを知らせたところ、申立人から「地域振興協力費の趣旨がわかるものが必要」という要望があったため、地域振興協力費支出の決裁文書のうち戸塚リベラヒルズ自治会に係る分を特定したとしている。

イ 申立人は、開示された文書の大部分が請求した文書と異なっており主要部分が

存在していないとして、異議申立書に別の開示請求により開示された栄区の自治体・町内会状況調べ、支出命令書及び総合口座振替依頼書を添付し、同様の文書の開示を求めている。

ウ 当審査会で栄区への開示請求書を見分したところ、「(1) 栄リベラヒルズ自治会に対する地域振興協力費（福祉費・街灯費）の支出命令書、送金書、同自治会の代表者氏名（平成11年から平成16年度分まで）状況調べ。」と記載されていることが認められた。一方、本件請求の開示請求書の記載は栄区の開示請求とは異なっており、支出命令書、送金書及び状況調べとの記載は認められない。また、本件請求の開示請求書に記載された文言自体から、申立人が自治体・町内会状況調べ及び支出命令書等の開示を求めていると読み取ることはできない。したがって、実施機関が、本件請求において本件申立文書を特定したことは不合理ではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年1月11日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成17年1月27日 (第55回第一部会) 平成17年1月28日 (第56回第二部会)	・諮問の報告
平成17年4月8日 (第292回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年4月28日 (第60回第一部会)	・審議
平成17年5月26日 (第62回第一部会)	・審議
平成17年7月28日 (第65回第一部会)	・審議
平成17年8月11日 (第66回第一部会)	・審議